

求職活動状況申告書

令和 年 月 日

島田市福祉事務所長 宛

住 所

求職者氏名

児童と
の続柄 ()

私の求職活動状況について、次のとおり申告します。

なお、速やかに求職活動を実施し、入所日から3ヶ月以内に就労証明書を提出します。
期間内に入所基準を満たす就労証明書等を提出できない場合には、保育の実施解除の決定を受けても異議ありません。

求職活動状況について、あてはまる項目にチェックを入れてください。

☐ 児童が保育所等に入所できたら求職活動を開始する予定である。

☐ 現在求職活動を行っている。※以下をご記入ください。

①求職方法

☐ ハローワーク ※ハローワークカードの写しを裏面に添付してください。

☐ その他 ()

②求職内容

☐ 正規 ☐ 派遣 ☐ パート・アルバイト ☐ 内職 ☐ その他 ()

業種 () 希望勤務時間 週 () 日 ・ 一日あたり () 時間

③求職活動日数・時間

週 () 日 ・ 一日あたり () 時間

④直近の活動内容及び今後の計画

活 動 日	場 所	活動内容ほか
例) R4.9.20	ハローワーク	就職相談 (株)〇〇の紹介を受ける
例) R4.10.1	(株)〇〇	面接を実施、△週間後に結果通知予定

※求職活動として認められる保育実施期間及び内容については、裏面をご覧ください。

※継続した求職活動の実施が保育事由に該当する条件となります。なお、児童が保育所等に入所した後に求職活動を開始する場合は、活動状況の再確認のため、入所後に改めて当申告書を提出していただきます。

児 童 名	児童の生年月日	在園名または第一希望園名
	H・R 年 月 日	☐ 利用中 ☐ 申込中
	H・R 年 月 日	☐ 利用中 ☐ 申込中
	H・R 年 月 日	☐ 利用中 ☐ 申込中

(裏面あり)

◆求職活動として認められる保育実施期間

入園開始月を含め3ヶ月

※この間に就労証明書等の提出がない場合は、退園となります。

◆求職活動として認められる内容

求職活動の内容については、以下の例のように客観的に求職活動と認められる内容であることが求められます。

【認められる例】

- ① ハローワークにおいて求職申込・求人への応募をする、職業相談・職業紹介を受ける。
- ② 各種講習・セミナーを受講する、個別相談ができる企業説明会等へ参加する。

なお、以下の例のような活動のみをもって保育の必要性が生じているとはいえない場合については、求職活動とは認められません。

【認められない例】

- ① 自宅において、新聞・インターネット等で求人情報の閲覧のみを行う。
- ② 知人へ仕事の紹介の依頼のみを行う。

◆ハローワークカードをお持ちの方は、カード（受付票）の写しをこの様式に添えて提出するか、以下の欄に貼付してください。